

てらおかヘルパーステーション

(訪問介護及び介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人社団陽正会が開設するてらおかヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う、指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業（以下「訪問介護等」という。）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護者、要支援者・生活支援サービス事業対象者に対し（以下「事業対象者」という）、適正な訪問介護、介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者、要支援者及び事業対象者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 てらおかヘルパーステーション
- (2) 所在地 広島県福山市新市町大字新市 56 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う
- (2) サービス提供責任者 1 名（介護福祉士 1 名）
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護、介護予防相当訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防相当訪問介護等計画の作成等を行う
- (3) 訪問介護員等 常勤換算で2.5人以上
訪問介護員は、訪問介護、介護予防相当訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日 ただし1月1日から1月3日までを除く

(2) 営業時間 午前8時～午後9時

(指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料その他の費用)

第6条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換
通院介助

(2) 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取

2 訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、
介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は福山市長・
府中市長がそれぞれ定める基準によるものとする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、通常の
事業の実施地域を越えた地点からその実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の
交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の実施地域を越えて1kmにつき 50円

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で
説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

福山市 府中市（上下町は除く）

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、介護予防相当訪問介護等のサービス提供中に、利用者の病状に
急変生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を
講じる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措
置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果
について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(相談・苦情対応)

第11条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底すること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人社団陽正会とてらおかヘルパーステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、2014年 7月 1日から施行する。
- この規程は、2015年 4月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2015年 8月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2016年 5月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2017年 4月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2018年 4月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2019年 1月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2019年 3月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2019年 8月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2020年 2月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2020年11月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2020年12月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2021年 4月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2021年11月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2021年12月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2021年12月10日から一部改正施行する。
- この規程は、2022年 1月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2022年 2月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2022年 2月 7日から一部改正施行する。
- この規程は、2022年 3月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2023年 4月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2023年 7月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2024年 4月 1日から一部改正施行する。
- この規程は、2026年 5月 1日から一部改正施行する。